

第二百一十一号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。
第八条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、正規の勤務時間を超える勤務に關し必要な事項は、任命権者が定める。

第八条の二第二項及び第三項中「前条に規定する」を「正規の勤務時間を超える」に改める。

附 則

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

理 由

人事委員会の市議会及び市長に対する職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国の職員の勤務時間に係る措置を考慮し、正規の勤務時間を超える勤務に關し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二十二号議案

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、議員及び常勤の監査委員等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十三号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、市長等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二十四号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	246,200	272,500	300,100	329,600	361,900	383,900	405,300
	2	147,600	248,300	274,700	302,400	332,000	364,300	386,200	407,900
	3	148,700	250,300	276,900	304,700	334,400	366,700	388,500	410,500
	4	149,800	252,400	279,100	307,000	336,800	369,100	390,800	413,100
	5	151,100	254,500	281,200	309,400	339,400	371,600	393,300	415,600
	6	152,400	256,500	283,400	311,700	341,700	373,900	395,700	418,100
	7	153,700	258,500	285,600	314,000	344,100	376,200	398,100	420,600
	8	155,000	260,600	287,800	316,300	346,500	378,500	400,500	423,100
	9	156,100	262,700	290,100	318,700	348,800	381,000	402,800	425,700
	10	157,500	264,700	292,400	321,100	351,100	382,900	405,000	428,500
	11	158,900	266,700	294,700	323,500	353,500	384,900	407,200	431,300
	12	160,300	268,700	297,000	325,900	355,900	386,900	409,400	434,100
	13	161,600	270,800	299,200	328,400	358,200	388,800	411,600	436,800
	14	163,400	272,800	301,400	330,900	360,500	390,700	413,900	439,600
	15	165,200	274,800	303,600	333,400	362,800	392,600	416,200	442,400
	16	167,000	276,800	305,800	335,900	365,100	394,500	418,500	445,200
	17	168,600	278,800	308,000	338,400	367,500	396,500	421,000	447,900
	18	170,700	280,800	310,200	340,800	369,500	398,400	423,400	450,600
	19	172,800	282,800	312,400	343,200	371,500	400,300	425,800	453,300
	20	174,900	284,800	314,600	345,600	373,500	402,200	428,200	456,000
	21	177,000	286,800	316,900	348,000	375,400	404,100	430,500	458,700
	22	179,600	288,800	319,100	350,100	377,100	405,800	432,500	461,300
	23	182,200	290,800	321,300	352,200	378,800	407,500	434,500	463,900
	24	184,800	292,800	323,500	354,300	380,500	409,200	436,500	466,500
	25	187,200	294,700	325,700	356,600	382,100	410,900	438,600	469,100
	26	189,300	296,600	327,900	358,300	383,700	412,100	440,300	471,500
	27	191,400	298,500	330,100	360,100	385,300	413,300	442,000	473,900
	28	193,500	300,400	332,300	361,900	386,900	414,500	443,700	476,300
	29	195,500	302,300	334,400	363,600	388,700	415,900	445,600	478,800
	30	197,500	304,100	336,500	364,900	390,300	417,000	447,200	480,800
	31	199,500	305,900	338,600	366,200	391,900	418,100	448,800	482,800
	32	201,500	307,600	340,700	367,400	393,500	419,200	450,400	484,800
	33	203,700	309,500	343,000	368,700	395,000	420,300	451,900	487,000
	34	205,700	311,300	345,000	369,900	396,500	421,300	453,200	488,800
	35	207,700	313,100	347,000	371,100	398,000	422,300	454,500	490,600
	36	209,700	314,900	349,000	372,300	399,500	423,300	455,800	492,400
	37	211,800	316,800	350,900	373,700	401,000	424,200	457,000	494,200
	38	213,800	318,500	352,400	374,700	402,400	425,100	458,000	495,300
	39	215,800	320,200	354,000	375,700	403,800	426,000	459,000	496,400

	40	217,800	321,900	355,600	376,700	405,200	426,900	460,000	497,500
	41	219,800	323,700	357,000	377,800	406,700	428,000	461,100	498,500
	42	221,900	325,300	358,100	378,700	407,800	428,900	462,000	499,300
	43	224,000	326,900	359,200	379,600	408,900	429,800	462,900	500,100
	44	226,100	328,400	360,300	380,500	410,000	430,700	463,800	500,900
	45	228,200	330,100	361,300	381,500	411,100	431,500	464,800	501,900
	46	230,300	331,300	362,200	382,100	411,900	432,300	465,700	502,700
	47	232,400	332,500	363,100	382,700	412,700	433,100	466,600	503,500
	48	234,500	333,700	364,000	383,300	413,500	433,900	467,500	504,300
	49	236,500	334,900	364,800	383,900	414,400	434,600	468,400	505,300
	50	238,700	336,000	365,500	384,400	415,200	435,300	469,100	506,100
	51	240,800	337,100	366,200	385,000	416,000	436,000	469,800	506,900
	52	243,000	338,200	366,900	385,600	416,800	436,700	470,500	507,700
	53	245,000	339,500	367,700	386,100	417,600	437,600	471,400	508,600
	54	247,000	340,300	368,400	386,600	418,300	438,200	472,100	509,400
	55	249,000	341,100	369,100	387,100	419,000	438,800	472,800	510,200
再	56	251,000	341,900	369,800	387,600	419,700	439,400	473,500	511,000
任	57	253,100	342,700	370,600	388,300	420,600	440,200	474,300	511,900
用	58	255,100	343,400	371,200	388,800	421,300	440,800	475,000	512,700
職	59	257,100	344,100	371,800	389,300	422,000	441,400	475,700	513,500
員	60	259,100	344,800	372,400	389,800	422,700	442,000	476,400	514,300
以	61	261,100	345,600	372,900	390,500	423,600	442,700	477,300	515,200
外	62	263,200	346,200	373,500	391,000	424,200	443,300	478,000	516,000
の	63	265,300	346,800	374,100	391,500	424,800	443,900	478,700	516,800
職	64	267,400	347,400	374,700	392,000	425,400	444,500	479,400	517,600
員	65	269,400	348,000	375,200	392,700	426,000	445,200	480,200	518,400
	66	271,400	348,500	375,700	393,200	426,600	445,800	480,800	519,100
	67	273,400	349,000	376,200	393,700	427,200	446,400	481,400	519,900
	68	275,400	349,500	376,700	394,200	427,800	447,000	482,000	520,700
	69	277,600	350,100	377,400	394,800	428,400	447,700	482,700	521,300
	70	279,600	350,600	377,800	395,300	429,000	448,300	483,300	522,100
	71	281,600	351,100	378,200	395,800	429,600	448,900	483,900	522,900
	72	283,600	351,600	378,600	396,300	430,200	449,500	484,500	523,700
	73	285,700	352,200	379,200	396,900	430,800	450,000	485,000	524,400
	74	287,600	352,700	379,600	397,400	431,400	450,300		
	75	289,500	353,200	380,000	397,900	432,000	450,600		
	76	291,400	353,700	380,400	398,400	432,600	450,900		
	77	293,300	354,300	381,000	399,000	433,200	451,100		
	78	295,100	354,800	381,400	399,500	433,800			
	79	296,900	355,300	381,800	400,000	434,400			
	80	298,700	355,800	382,200	400,500	435,000			
	81	300,500	356,400	382,800	401,100	435,600			
	82	302,300	356,900	383,200	401,600	436,100			

83	304,100	357,400	383,600	402,100	436,600				
84	305,900	357,900	384,000	402,600	437,100				
85	307,600	358,300	384,600	403,200	437,600				
86	309,300	358,800	385,000	403,700					
87	311,100	359,300	385,400	404,200					
88	312,900	359,800	385,800	404,700					
89	314,500	360,200	386,400	405,300					
90	316,100	360,600	386,800	405,800					
91	317,700	361,000	387,200	406,300					
92	319,300	361,400	387,600	406,800					
93	320,900	361,900	388,200	407,200					
94	322,100	362,300	388,600	407,700					
95	323,300	362,700	389,000	408,200					
96	324,500	363,100	389,400	408,700					
97	325,700	363,600	390,000	409,200					
98	326,800	364,000	390,300	409,700					
99	327,900	364,400	390,700	410,200					
100	329,000	364,800	391,100	410,700					
101	330,300	365,300	391,400	411,200					
102		365,700	391,700	411,700					
103		366,100	392,000	412,200					
104		366,500	392,300	412,700					
105		366,900	392,600	413,200					
106			392,900						
107			393,200						
108			393,500						
109			393,700						
110			394,000						
111			394,300						
112			394,600						
113			394,800						
114			395,100						
115			395,400						
116			395,700						
117			395,900						
再任用 職員		205,000	245,600	264,700	294,800	314,300	336,300	389,300	437,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 消防職給料表（第五条関係）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,800	246,300	290,100	318,700	348,800	381,000	402,800	425,700
	2	157,200	248,400	292,400	321,100	351,100	382,900	405,000	428,500
	3	158,600	250,500	294,700	323,500	353,500	384,900	407,200	431,300
	4	160,000	252,600	297,000	325,900	355,900	386,900	409,400	434,100
	5	161,500	254,700	299,200	328,400	358,200	388,800	411,600	436,800
	6	163,300	256,700	301,400	330,900	360,500	390,700	413,900	439,600
	7	165,100	258,700	303,600	333,400	362,800	392,600	416,200	442,400
	8	166,900	260,700	305,800	335,900	365,100	394,500	418,500	445,200
	9	168,700	262,900	308,000	338,400	367,500	396,500	421,000	447,900
	10	170,800	264,900	310,200	340,800	369,500	398,400	423,400	450,600
	11	172,900	266,900	312,400	343,200	371,500	400,300	425,800	453,300
	12	175,000	268,900	314,600	345,600	373,500	402,200	428,200	456,000
	13	177,100	271,100	316,900	348,000	375,400	404,100	430,500	458,700
	14	179,400	273,000	319,100	350,100	377,100	405,800	432,500	461,300
	15	181,700	274,900	321,300	352,200	378,800	407,500	434,500	463,900
	16	184,000	276,800	323,500	354,300	380,500	409,200	436,500	466,500
	17	186,300	278,800	325,700	356,600	382,100	410,900	438,600	469,100
	18	188,200	280,800	327,900	358,300	383,700	412,100	440,300	471,500
	19	190,100	282,800	330,100	360,100	385,300	413,300	442,000	473,900
	20	192,000	284,800	332,300	361,900	386,900	414,500	443,700	476,300
	21	194,000	286,800	334,400	363,600	388,700	415,900	445,600	478,800
	22	196,400	288,800	336,500	364,900	390,300	417,000	447,200	480,800
	23	198,800	290,800	338,600	366,200	391,900	418,100	448,800	482,800
	24	201,200	292,800	340,700	367,400	393,500	419,200	450,400	484,800
	25	203,700	294,700	343,000	368,700	395,000	420,300	451,900	487,000
	26	205,700	296,600	345,000	369,900	396,500	421,300	453,200	488,800
	27	207,700	298,500	347,000	371,100	398,000	422,300	454,500	490,600
	28	209,700	300,400	349,000	372,300	399,500	423,300	455,800	492,400
	29	211,800	302,300	350,900	373,700	401,000	424,200	457,000	494,200
	30	213,800	304,100	352,400	374,700	402,400	425,100	458,000	495,300
	31	215,800	305,900	354,000	375,700	403,800	426,000	459,000	496,400
	32	217,800	307,600	355,600	376,700	405,200	426,900	460,000	497,500
	33	220,100	309,500	357,000	377,800	406,700	428,000	461,100	498,500
	34	222,100	311,300	358,100	378,700	407,800	428,900	462,000	499,300
	35	224,100	313,100	359,200	379,600	408,900	429,800	462,900	500,100
	36	226,100	314,900	360,300	380,500	410,000	430,700	463,800	500,900
	37	228,200	316,800	361,300	381,500	411,100	431,500	464,800	501,900
	38	230,300	318,500	362,200	382,100	411,900	432,300	465,700	502,700
	39	232,400	320,200	363,100	382,700	412,700	433,100	466,600	503,500

	40	234,500	321,900	364,000	383,300	413,500	433,900	467,500	504,300
	41	236,600	323,700	364,800	383,900	414,400	434,600	468,400	505,300
	42	238,800	325,300	365,500	384,400	415,200	435,300	469,100	506,100
	43	241,000	326,900	366,200	385,000	416,000	436,000	469,800	506,900
	44	243,200	328,400	366,900	385,600	416,800	436,700	470,500	507,700
	45	245,300	330,100	367,700	386,100	417,600	437,600	471,400	508,600
	46	247,300	331,400	368,400	386,600	418,300	438,200	472,100	509,400
	47	249,300	332,700	369,100	387,100	419,000	438,800	472,800	510,200
	48	251,300	334,000	369,800	387,600	419,700	439,400	473,500	511,000
	49	253,300	335,200	370,600	388,300	420,600	440,200	474,300	511,900
	50	255,300	336,300	371,200	388,800	421,300	440,800	475,000	512,700
	51	257,300	337,400	371,800	389,300	422,000	441,400	475,700	513,500
	52	259,300	338,500	372,400	389,800	422,700	442,000	476,400	514,300
	53	261,400	339,500	372,900	390,500	423,600	442,700	477,300	515,200
	54	263,400	340,300	373,500	391,000	424,200	443,300	478,000	516,000
	55	265,400	341,100	374,100	391,500	424,800	443,900	478,700	516,800
再	56	267,400	341,900	374,700	392,000	425,400	444,500	479,400	517,600
任	57	269,400	342,700	375,200	392,700	426,000	445,200	480,200	518,400
用	58	271,400	343,400	375,700	393,200	426,600	445,800	480,800	519,100
職	59	273,400	344,100	376,200	393,700	427,200	446,400	481,400	519,900
員	60	275,400	344,800	376,700	394,200	427,800	447,000	482,000	520,700
以	61	277,600	345,600	377,400	394,800	428,400	447,700	482,700	521,300
外	62	279,600	346,200	377,800	395,300	429,000	448,300	483,300	522,100
の	63	281,600	346,800	378,200	395,800	429,600	448,900	483,900	522,900
職	64	283,600	347,400	378,600	396,300	430,200	449,500	484,500	523,700
員	65	285,700	348,000	379,200	396,900	430,800	450,000	485,000	524,400
	66	287,600	348,500	379,600	397,400	431,400	450,300		
	67	289,500	349,000	380,000	397,900	432,000	450,600		
	68	291,400	349,500	380,400	398,400	432,600	450,900		
	69	293,300	350,100	381,000	399,000	433,200	451,100		
	70	295,100	350,600	381,400	399,500	433,800			
	71	296,900	351,100	381,800	400,000	434,400			
	72	298,700	351,600	382,200	400,500	435,000			
	73	300,500	352,200	382,800	401,100	435,600			
	74	302,300	352,700	383,200	401,600	436,100			
	75	304,100	353,200	383,600	402,100	436,600			
	76	305,900	353,700	384,000	402,600	437,100			
	77	307,600	354,300	384,600	403,200	437,600			
	78	309,300	354,800	385,000	403,700				
	79	311,100	355,300	385,400	404,200				
	80	312,900	355,800	385,800	404,700				
	81	314,500	356,400	386,400	405,300				
	82	316,100	356,900	386,800	405,800				

83	317,700	357,400	387,200	406,300				
84	319,300	357,900	387,600	406,800				
85	320,900	358,300	388,200	407,200				
86	322,200	358,800	388,600	407,700				
87	323,500	359,300	389,000	408,200				
88	324,800	359,800	389,400	408,700				
89	326,000	360,200	390,000	409,200				
90	327,100	360,600	390,300	409,700				
91	328,200	361,000	390,700	410,200				
92	329,300	361,400	391,100	410,700				
93	330,300	361,900	391,400	411,200				
94	331,100	362,300	391,700	411,700				
95	331,900	362,700	392,000	412,200				
96	332,700	363,100	392,300	412,700				
97	333,500	363,600	392,600	413,200				
98	334,200	364,000	392,900					
99	334,900	364,400	393,200					
100	335,600	364,800	393,500					
101	336,400	365,300	393,700					
102		365,700	394,000					
103		366,100	394,300					
104		366,500	394,600					
105		366,900	394,800					
106		367,300	395,100					
107		367,700	395,400					
108		368,100	395,700					
109		368,300	395,900					
110		368,700						
111		369,100						
112		369,500						
113		369,700						
再任用 職員	215,100	248,600	277,900	312,600	329,800	353,100	389,300	437,200

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表（第五条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,600	197,400	256,900	331,500	416,500
	2	156,100	199,100	259,600	333,600	418,100
	3	157,600	200,800	262,300	335,700	419,800
	4	159,100	202,500	265,000	337,800	421,500
	5	160,700	204,100	267,700	340,100	423,100
	6	162,500	205,800	270,400	342,200	424,800
	7	164,300	207,500	273,100	344,300	426,500
	8	166,100	209,100	275,800	346,400	428,200
	9	167,700	210,600	278,400	348,400	429,800
	10	169,700	212,400	281,000	350,300	431,500
	11	171,700	214,200	283,600	352,200	433,200
	12	173,700	216,000	286,200	354,100	434,900
	13	175,500	217,700	289,000	356,100	436,500
	14	177,700	219,600	291,600	357,900	438,200
	15	179,900	221,500	294,200	359,700	439,900
	16	182,100	223,400	296,800	361,500	441,600
	17	184,200	225,200	299,400	363,500	443,200
	18	186,700	227,900	302,100	365,200	444,900
	19	189,200	230,600	304,800	366,900	446,600
	20	191,700	233,300	307,500	368,600	448,300
	21	194,000	235,800	310,400	370,400	449,900
	22	195,600	238,600	313,000	372,000	451,500
	23	197,200	241,400	315,600	373,600	453,100
	24	198,800	244,200	318,200	375,200	454,700
	25	200,400	246,900	320,800	376,900	456,500
	26	201,900	249,700	323,100	378,700	458,000
	27	203,400	252,400	325,400	380,500	459,500
	28	204,900	255,100	327,700	382,300	461,000
	29	206,500	257,800	330,100	384,200	462,600
	30	208,100	260,400	332,200	385,900	464,100
	31	209,700	263,000	334,300	387,600	465,600
	32	211,300	265,600	336,400	389,300	467,100
	33	213,000	268,100	338,400	391,000	468,600
	34	214,700	270,600	340,500	392,500	469,400
	35	216,400	273,100	342,600	394,000	470,200
	36	218,100	275,600	344,700	395,500	471,000
	37	219,800	278,200	346,900	396,900	471,800
	38	221,500	280,600	349,000	398,400	472,600

	39	223,200	283,000	351,100	399,900	473,400
	40	224,900	285,400	353,200	401,400	474,200
	41	226,600	288,000	355,300	402,800	475,000
	42	228,300	290,600	357,300	404,200	
	43	230,000	293,200	359,400	405,700	
	44	231,700	295,800	361,500	407,200	
	45	233,400	298,300	363,500	408,600	
	46	235,100	300,800	365,200	410,000	
	47	236,800	303,400	366,900	411,400	
	48	238,500	306,000	368,600	412,800	
	49	240,100	308,500	370,400	414,400	
	50	241,800	310,900	372,000	415,800	
	51	243,500	313,300	373,600	417,200	
	52	245,200	315,700	375,200	418,600	
	53	246,800	318,000	376,900	420,100	
	54	248,400	320,100	378,400	421,500	
再	55	250,000	322,200	379,900	422,900	
任	56	251,600	324,300	381,400	424,300	
用	57	253,200	326,400	383,100	425,800	
職	58	254,700	328,500	384,500	427,200	
員	59	256,200	330,700	385,900	428,600	
以	60	257,700	332,900	387,300	430,000	
外	61	259,200	335,000	388,800	431,500	
の	62	260,800	337,100	390,200	432,900	
職	63	262,400	339,200	391,600	434,300	
員	64	264,000	341,300	393,000	435,700	
	65	265,800	343,400	394,500	437,100	
	66	267,300	345,500	395,600	438,300	
	67	268,800	347,600	396,800	439,500	
	68	270,300	349,700	398,000	440,700	
	69	271,900	351,700	399,100	442,100	
	70	273,300	353,600	400,200	443,300	
	71	274,700	355,500	401,300	444,500	
	72	276,100	357,400	402,400	445,700	
	73	277,500	359,300	403,700	446,800	
	74	278,800	361,000	404,800	447,500	
	75	280,100	362,700	405,900	448,200	
	76	281,400	364,400	407,000	448,900	
	77	282,600	366,000	408,000	449,600	
	78	283,800	367,400	408,900	450,100	
	79	285,000	368,800	409,800	450,600	
	80	286,200	370,200	410,700	451,100	
	81	287,300	371,600	411,800	451,700	

82	288,400	372,800	412,700
83	289,500	374,000	413,600
84	290,600	375,200	414,500
85	291,800	376,600	415,300
86	292,900	377,800	416,200
87	294,000	379,000	417,100
88	295,100	380,200	418,000
89	296,300	381,400	418,800
90	297,300	382,500	419,700
91	298,300	383,600	420,600
92	299,300	384,700	421,500
93	300,300	385,900	422,300
94	301,100	386,900	423,000
95	301,900	387,900	423,700
96	302,700	388,900	424,400
97	303,700	389,900	425,300
98	304,500	390,700	425,800
99	305,300	391,500	426,300
100	306,100	392,300	426,800
101	307,100	393,200	427,300
102	307,900	394,000	427,700
103	308,700	394,800	428,100
104	309,500	395,600	428,500
105	310,400	396,300	428,800
106	311,100	397,000	429,000
107	311,800	397,700	429,300
108	312,500	398,400	429,600
109	313,100	399,200	429,800
110	313,500	399,700	430,100
111	313,900	400,200	430,400
112	314,300	400,700	430,700
113	314,700	401,400	430,900
114	315,100	401,900	431,200
115	315,500	402,400	431,500
116	315,900	402,900	431,800
117	316,400	403,500	432,000
118	316,800	403,900	
119	317,200	404,300	
120	317,600	404,700	
121	318,000	405,200	
122	318,300	405,400	
123	318,600	405,600	
124	318,900	405,800	

125	319,400	406,200			
126	319,600	406,400			
127	319,800	406,600			
128	320,000	406,800			
129	320,300	407,200			
130	320,500	407,400			
131	320,700	407,600			
132	320,900	407,800			
133	321,000	408,000			
134	321,200	408,200			
135	321,400	408,400			
136	321,600	408,600			
137	321,700	408,900			
138	321,900	409,100			
139	322,100	409,300			
140	322,300	409,500			
141	322,400	409,800			
142	322,600	410,000			
143	322,800	410,200			
144	323,000	410,400			
145	323,100	410,700			
146	323,300	410,900			
147	323,500	411,100			
148	323,700	411,300			
149	323,800	411,600			
150	323,900	411,800			
151	324,000	412,000			
152	324,200	412,200			
153	324,300	412,500			
154		412,700			
155		412,900			
156		413,100			
157		413,400			
158		413,600			
159		413,800			
160		414,000			
161		414,300			
162		414,500			
163		414,700			
164		414,900			
165		415,200			
再任用 職員	234,200	276,300	305,500	334,000	419,400

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,600	169,800	256,700	289,100	406,600
	2	156,100	171,900	259,500	292,000	407,900
	3	157,600	174,000	262,300	294,900	409,200
	4	159,100	176,100	265,000	297,800	410,500
	5	160,700	178,000	267,700	300,700	412,000
	6	162,500	180,200	270,400	303,500	413,300
	7	164,300	182,400	273,100	306,300	414,600
	8	166,100	184,600	275,800	309,100	415,900
	9	167,700	186,700	278,600	311,800	417,100
	10	169,700	189,400	281,200	314,500	418,300
	11	171,700	192,100	283,800	317,200	419,500
	12	173,700	194,800	286,400	319,900	420,700
	13	175,500	197,400	288,900	322,700	421,800
	14	177,700	199,100	291,400	324,800	423,000
	15	179,900	200,800	293,900	326,900	424,200
	16	182,100	202,500	296,400	329,000	425,400
	17	184,200	204,100	298,900	331,200	426,500
	18	186,700	205,800	301,500	333,300	427,700
	19	189,200	207,500	304,100	335,400	428,900
	20	191,700	209,100	306,700	337,500	430,100
	21	194,000	210,600	309,500	339,600	431,200
	22	195,600	212,400	312,100	341,700	432,400
	23	197,200	214,200	314,700	343,800	433,600
	24	198,800	216,000	317,300	345,900	434,800
	25	200,400	217,700	320,000	347,900	435,900
	26	201,900	219,600	322,000	349,600	437,100
	27	203,400	221,500	324,000	351,300	438,300
	28	204,900	223,400	326,000	353,000	439,500
	29	206,500	225,300	328,100	354,800	440,600
	30	208,100	227,900	330,100	356,400	441,600
	31	209,700	230,500	332,100	358,000	442,600
	32	211,300	233,100	334,100	359,600	443,600
	33	212,800	235,800	336,100	361,400	444,700
	34	214,400	238,600	338,100	362,900	445,300
	35	216,000	241,400	340,200	364,400	445,900
	36	217,600	244,200	342,300	365,900	446,500
	37	219,200	246,900	344,300	367,300	447,300
	38	220,800	249,700	346,300	368,600	447,900
	39	222,400	252,500	348,300	369,900	448,500

	40	224,000	255,200	350,300	371,200	449,100
	41	225,700	257,800	352,400	372,400	449,800
	42	227,400	260,400	353,800	373,800	
	43	229,100	263,000	355,200	375,200	
	44	230,800	265,600	356,600	376,600	
	45	232,500	268,100	358,100	378,100	
	46	234,200	270,600	359,500	379,400	
	47	235,900	273,100	360,900	380,700	
	48	237,600	275,600	362,300	382,000	
	49	239,200	278,100	363,700	383,500	
	50	240,800	280,600	365,100	384,800	
	51	242,400	283,100	366,500	386,100	
	52	244,000	285,600	367,900	387,400	
	53	245,700	288,000	369,500	388,900	
	54	247,300	290,600	370,900	390,200	
	55	248,900	293,200	372,300	391,500	
再	56	250,500	295,800	373,700	392,800	
任	57	252,100	298,400	375,300	394,000	
用	58	253,500	300,900	376,300	395,100	
職	59	254,900	303,400	377,300	396,300	
員	60	256,300	305,900	378,300	397,500	
以	61	257,600	308,500	379,500	398,600	
外	62	259,100	310,800	380,500	399,700	
の	63	260,600	313,100	381,500	400,800	
職	64	262,100	315,400	382,500	401,900	
員	65	263,700	317,900	383,700	403,200	
	66	265,200	320,000	384,700	404,200	
	67	266,700	322,100	385,700	405,200	
	68	268,200	324,200	386,700	406,200	
	69	269,800	326,300	387,800	407,100	
	70	271,200	328,400	388,800	408,000	
	71	272,600	330,500	389,800	408,900	
	72	274,000	332,600	390,800	409,800	
	73	275,400	334,800	392,000	410,900	
	74	276,600	336,900	392,700	411,600	
	75	277,800	339,000	393,400	412,300	
	76	279,000	341,100	394,100	413,000	
	77	280,300	343,200	394,700	413,600	
	78	281,500	345,000	395,400	414,100	
	79	282,700	346,800	396,100	414,600	
	80	283,900	348,600	396,800	415,100	
	81	285,000	350,500	397,400	415,700	
	82	286,100	352,100	398,100	416,100	

83	287,200	353,700	398,800	416,500
84	288,300	355,300	399,500	416,900
85	289,300	357,000	400,100	417,300
86	290,300	358,300	400,800	417,700
87	291,300	359,600	401,500	418,100
88	292,300	360,900	402,200	418,500
89	293,200	362,200	402,800	418,900
90	293,900	363,400	403,200	419,300
91	294,600	364,600	403,600	419,700
92	295,300	365,800	404,000	420,100
93	295,900	367,000	404,400	420,400
94	296,400	368,000	404,800	420,800
95	296,900	369,000	405,200	421,200
96	297,400	370,000	405,600	421,600
97	298,100	371,100	406,000	421,900
98	298,700	371,900	406,400	
99	299,300	372,700	406,800	
100	299,900	373,500	407,200	
101	300,400	374,500	407,600	
102	300,700	375,300	408,000	
103	301,000	376,100	408,400	
104	301,300	376,900	408,800	
105	301,600	377,600	409,100	
106	301,800	378,300	409,400	
107	302,000	379,000	409,700	
108	302,200	379,700	410,000	
109	302,300	380,500	410,400	
110	302,400	381,200	410,700	
111	302,600	381,900	411,000	
112	302,800	382,600	411,300	
113	302,900	383,300	411,700	
114	303,100	384,000	412,000	
115	303,300	384,700	412,300	
116	303,500	385,400	412,600	
117	303,600	386,000	413,000	
118	303,700	386,500	413,300	
119	303,800	387,000	413,600	
120	303,900	387,500	413,900	
121	304,200	388,000	414,100	
122	304,300	388,500		
123	304,400	389,000		
124	304,500	389,500		
125	304,800	390,000		

126	390,400
127	390,800
128	391,200
129	391,800
130	392,200
131	392,600
132	393,000
133	393,300
134	393,600
135	393,900
136	394,200
137	394,500
138	394,800
139	395,100
140	395,400
141	395,700
142	396,000
143	396,200
144	396,500
145	396,600
146	396,900
147	397,200
148	397,500
149	397,700
150	398,000
151	398,300
152	398,600
153	398,800
154	399,100
155	399,400
156	399,700
157	399,900
158	400,200
159	400,500
160	400,800
161	401,000
162	401,300
163	401,600
164	401,900
165	402,100
166	402,400
167	402,700
168	403,000

	169		403,200			
	170		403,500			
	171		403,800			
	172		404,100			
	173		404,300			
再任用 職員		224,300	273,000	300,400	327,300	409,300

備考

- この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	298,300	371,100	406,700	470,400	492,400
	2	301,400	373,900	409,600	472,400	494,300
	3	304,500	376,700	412,500	474,500	496,200
	4	307,600	379,500	415,400	476,600	498,100
	5	310,600	382,300	418,200	478,600	500,000
	6	313,700	385,000	420,900	480,500	501,800
	7	316,800	387,700	423,600	482,400	503,600
	8	319,800	390,400	426,300	484,300	505,400
	9	322,800	393,000	429,000	486,400	507,300
	10	325,900	395,700	431,400	488,300	509,100
	11	329,000	398,400	433,900	490,200	510,900
	12	332,100	401,100	436,400	492,100	512,700
	13	335,200	403,700	438,800	494,000	514,500
	14	338,200	406,300	441,000	495,600	516,300
	15	341,200	408,900	443,200	497,200	518,100
	16	344,200	411,500	445,400	498,800	519,900
	17	347,100	414,200	447,700	500,400	521,900
	18	350,000	416,600	449,800	501,800	523,700
	19	352,900	419,000	451,900	503,200	525,500
	20	355,800	421,400	454,000	504,600	527,300
	21	358,800	423,900	456,100	505,900	529,200
	22	361,700	426,300	458,100	507,200	530,900
	23	364,600	428,700	460,100	508,500	532,600
	24	367,500	431,100	462,100	509,800	534,300
	25	370,300	433,600	464,100	511,000	536,100
	26	372,900	435,800	466,000	512,200	537,800
	27	375,500	438,000	467,900	513,400	539,500
	28	378,100	440,200	469,800	514,600	541,200
	29	380,600	442,500	471,900	515,900	542,800
	30	383,100	444,600	473,800	517,100	544,400
	31	385,600	446,800	475,700	518,300	546,100
	32	388,100	449,000	477,600	519,500	547,800
	33	390,700	451,100	479,500	520,700	549,400
	34	392,800	453,200	481,300	521,900	551,000
	35	394,900	455,300	483,100	523,100	552,600
	36	397,000	457,400	484,900	524,300	554,200
	37	399,200	459,500	486,800	525,500	556,000
	38	400,900	461,500	488,500	526,700	557,600

	39	402,600	463,500	490,200	527,900	559,200
	40	404,300	465,500	491,900	529,100	560,800
	41	405,900	467,500	493,800	530,400	562,600
	42	407,200	469,300	495,100	531,600	564,200
	43	408,500	471,100	496,400	532,800	565,800
	44	409,800	472,900	497,700	534,000	567,400
	45	411,100	474,600	499,000	535,300	569,200
	46	412,300	476,300	500,200	536,500	570,800
	47	413,500	478,000	501,400	537,700	572,400
	48	414,700	479,700	502,600	538,900	574,000
	49	415,900	481,600	503,900	540,100	575,800
	50	417,000	482,900	505,000	541,300	577,400
	51	418,100	484,200	506,100	542,500	579,000
	52	419,200	485,500	507,200	543,700	580,600
	53	420,300	487,000	508,500	544,900	582,300
	54	421,200	488,200	509,500	546,100	583,900
再	55	422,100	489,400	510,500	547,300	585,500
任	56	423,000	490,600	511,500	548,500	587,100
用	57	423,800	491,900	512,400	549,600	588,600
職	58	424,600	493,000	513,400	550,800	590,000
員	59	425,400	494,100	514,400	552,000	591,400
以	60	426,200	495,200	515,400	553,200	592,800
外	61	427,000	496,500	516,300	554,300	594,300
の	62	427,700	497,500	517,300	555,400	595,600
職	63	428,400	498,500	518,300	556,500	596,900
員	64	429,100	499,500	519,300	557,600	598,200
	65	429,700	500,400	520,200	558,900	599,700
	66	430,300	501,200	521,200	559,900	600,800
	67	430,900	502,000	522,200	560,900	601,900
	68	431,500	502,800	523,200	561,900	603,000
	69	432,300	503,600	524,100	562,900	604,300
	70	432,900	504,400	525,100	563,800	605,400
	71	433,500	505,200	526,100	564,700	606,500
	72	434,100	506,000	527,100	565,600	607,600
	73	434,700	506,700	528,000	566,600	608,700
	74	435,300	507,400	528,900	567,500	
	75	435,900	508,100	529,800	568,400	
	76	436,500	508,800	530,700	569,300	
	77	437,000	509,700	531,800	570,200	
	78		510,400	532,700	571,100	
	79		511,100	533,600	572,000	
	80		511,800	534,500	572,900	
	81		512,700	535,500	574,000	

82			513,400	536,400	574,900	
83			514,100	537,300	575,800	
84			514,800	538,200	576,700	
85			515,600	539,200	577,800	
86			516,300	540,100	578,700	
87			517,000	541,000	579,600	
88			517,700	541,900	580,500	
89			518,600	542,800	581,600	
90			519,300	543,600		
91			520,000	544,400		
92			520,700	545,200		
93			521,600	546,100		
94			522,300	546,900		
95			523,100	547,700		
96			523,900	548,500		
97			524,600	549,300		
98			525,300			
99			526,100			
100			526,900			
101			527,600			
102			528,400			
103			529,200			
104			530,000			
105			530,500			
106			531,300			
107			532,100			
108			532,900			
109			533,600			
再任用 職員		294,900	347,000	398,000	465,500	509,500

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	171,800	209,500	251,500	283,000	341,300	370,600	390,100
	2	173,600	211,100	253,400	284,900	343,400	372,400	392,100
	3	175,400	212,700	255,300	286,700	345,600	374,300	394,100
	4	177,200	214,300	257,200	288,500	347,800	376,200	396,100
	5	179,000	215,800	259,000	290,400	349,900	378,000	398,200
	6	180,900	217,400	260,900	292,300	352,000	379,800	400,200
	7	182,800	219,000	262,800	294,200	354,100	381,600	402,200
	8	184,700	220,600	264,700	296,100	356,200	383,400	404,200
	9	186,400	222,200	266,600	298,100	358,400	385,100	406,400
	10	188,500	223,800	268,500	300,100	360,400	386,900	408,400
	11	190,600	225,400	270,400	302,100	362,400	388,700	410,400
	12	192,700	227,000	272,300	304,100	364,400	390,500	412,400
	13	194,600	228,600	274,100	306,200	366,400	392,400	414,400
	14	196,600	230,300	276,000	308,200	368,300	394,200	415,900
	15	198,600	232,000	277,800	310,200	370,200	396,000	417,400
	16	200,600	233,700	279,600	312,200	372,100	397,800	418,900
	17	202,600	235,300	281,500	314,300	374,100	399,700	420,300
	18	204,200	237,300	283,400	316,500	376,000	401,400	421,400
	19	205,800	239,300	285,300	318,700	377,900	403,100	422,500
	20	207,400	241,300	287,200	320,900	379,800	404,800	423,600
	21	208,800	243,200	289,100	323,200	381,700	406,400	424,700
	22	210,400	245,100	291,100	325,400	383,500	407,700	425,600
	23	212,000	247,000	293,100	327,600	385,300	409,000	426,500
	24	213,600	248,900	295,100	329,800	387,100	410,300	427,400
	25	215,400	250,800	297,000	332,000	389,100	411,800	428,400
	26	217,000	252,700	298,900	334,300	390,600	412,800	429,300
	27	218,600	254,600	300,800	336,600	392,100	413,900	430,200
	28	220,200	256,500	302,700	338,900	393,600	415,000	431,100
	29	221,900	258,400	304,700	341,100	395,300	416,000	432,100
	30	223,400	260,200	306,700	343,300	396,600	416,900	433,000
	31	224,900	262,000	308,700	345,500	397,900	417,800	433,900
	32	226,400	263,800	310,700	347,700	399,200	418,700	434,800
	33	228,000	265,600	312,600	350,100	400,500	419,700	435,800
	34	229,700	267,400	314,500	352,000	401,400	420,600	436,700
	35	231,400	269,100	316,400	353,900	402,300	421,500	437,600
	36	233,100	270,800	318,300	355,800	403,200	422,400	438,500
	37	234,700	272,600	320,200	357,700	404,100	423,400	439,400
	38	236,600	274,400	322,100	359,100	405,000	424,300	440,300
	39	238,500	276,200	324,000	360,500	405,900	425,200	441,200

	40	240,400	278,000	325,900	361,900	406,800	426,100	442,100
	41	242,100	279,700	327,900	363,300	407,600	427,000	443,000
	42	244,000	281,500	329,600	364,600	408,500	427,800	443,900
	43	245,900	283,300	331,300	365,900	409,400	428,600	444,800
	44	247,700	285,100	333,000	367,200	410,300	429,400	445,700
	45	249,500	287,000	334,700	368,700	411,100	430,400	446,600
	46	251,400	288,800	336,200	369,900	412,000	431,200	447,500
	47	253,300	290,600	337,800	371,100	412,900	432,000	448,400
	48	255,100	292,400	339,400	372,300	413,800	432,800	449,300
	49	256,900	294,200	340,900	373,500	414,600	433,500	450,200
	50	258,700	296,000	342,100	374,300	415,500	434,300	451,100
	51	260,400	297,800	343,300	375,100	416,400	435,100	452,000
	52	262,100	299,600	344,500	375,900	417,300	435,900	452,900
	53	263,800	301,400	345,800	376,700	418,100	436,600	453,800
	54	265,500	303,100	347,000	377,500	418,800	437,400	454,700
	55	267,100	304,900	348,200	378,300	419,500	438,200	455,600
再	56	268,700	306,700	349,400	379,100	420,200	439,000	456,500
任	57	270,400	308,400	350,800	379,800	421,100	439,700	457,400
用	58	272,100	310,200	352,000	380,500	421,800	440,500	458,300
職	59	273,800	312,000	353,200	381,300	422,500	441,300	459,200
員	60	275,500	313,800	354,400	382,100	423,200	442,100	460,100
以	61	277,200	315,600	355,500	382,800	424,100	442,800	461,000
外	62	278,900	317,300	356,400	383,600	424,800	443,600	461,800
の	63	280,600	319,000	357,300	384,400	425,500	444,400	462,600
職	64	282,300	320,700	358,200	385,200	426,200	445,200	463,400
員	65	284,200	322,600	359,300	385,900	427,100	445,900	464,200
	66	285,800	324,300	360,100	386,700	427,800	446,700	465,000
	67	287,500	326,000	360,900	387,500	428,500	447,500	465,800
	68	289,200	327,700	361,700	388,300	429,200	448,300	466,600
	69	290,800	329,300	362,700	389,000	430,100	448,800	467,500
	70	292,400	330,600	363,400	389,800	430,800	449,500	
	71	294,000	332,000	364,100	390,600	431,500	450,200	
	72	295,600	333,400	364,800	391,400	432,200	450,900	
	73	297,400	334,700	365,600	392,100	433,100	451,600	
	74	299,000	336,100	366,300	392,800	433,800		
	75	300,600	337,500	367,000	393,500	434,500		
	76	302,200	338,900	367,700	394,200	435,200		
	77	303,700	340,400	368,600	395,100	435,900		
	78	305,300	341,700	369,300	395,800	436,600		
	79	306,900	343,000	370,000	396,500	437,300		
	80	308,500	344,300	370,700	397,200	438,000		
	81	310,200	345,600	371,600	398,100	438,900		
	82	311,700	346,700	372,300	398,800			

83	313,200	347,800	373,000	399,500
84	314,700	348,900	373,700	400,200
85	316,100	350,000	374,600	401,100
86	317,400	350,800	375,300	401,800
87	318,700	351,600	376,000	402,500
88	320,000	352,400	376,700	403,200
89	321,200	353,300	377,600	404,000
90	322,400	354,000	378,300	404,700
91	323,600	354,700	379,000	405,400
92	324,800	355,400	379,700	406,100
93	325,900	356,200	380,500	406,900
94	327,100	356,900	381,200	407,600
95	328,300	357,600	381,900	408,300
96	329,500	358,300	382,600	409,000
97	330,900	359,100	383,400	409,800
98	332,100	359,800	384,100	410,500
99	333,300	360,500	384,800	411,200
100	334,500	361,200	385,500	411,900
101	335,600	362,000	386,300	412,500
102	336,700	362,700	387,000	413,200
103	337,800	363,400	387,700	413,900
104	338,900	364,100	388,400	414,600
105	340,000	364,900	389,200	415,400
106	341,000	365,600	389,900	
107	342,000	366,300	390,600	
108	343,000	367,000	391,300	
109	344,000	367,800	392,100	
110	344,900	368,500	392,800	
111	345,800	369,200	393,500	
112	346,700	369,900	394,200	
113	347,600	370,700	394,600	
114	348,500	371,400	395,200	
115	349,400	372,100	395,800	
116	350,300	372,800	396,400	
117	351,300	373,600	396,900	
118	352,200	374,300	397,400	
119	353,100	375,000	397,900	
120	354,000	375,700	398,400	
121	355,000	376,500	399,100	
122	355,900	377,200	399,600	
123	356,800	377,900	400,100	
124	357,700	378,600	400,600	
125	358,500	379,400	401,300	

	126	359,300	380,100	401,800				
	127	360,100	380,800	402,300				
	128	360,900	381,500	402,800				
	129	361,600	382,300	403,500				
	130	362,300	383,000					
	131	363,000	383,700					
	132	363,700	384,400					
	133	364,400	385,100					
	134	365,100	385,800					
	135	365,800	386,500					
	136	366,500	387,200					
	137	367,200	387,900					
	138	367,900						
	139	368,600						
	140	369,300						
	141	370,000						
	142	370,700						
	143	371,400						
	144	372,100						
	145	372,800						
再任用 職員		234,500	263,500	269,000	279,200	307,300	348,600	379,200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六保健福祉業務手当の項第十五号中「第58条第2項」を「第63条第2項」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改める。

別表第一再任用職員以外の職員の項中	「	97	325,700	「	97	325,700	」
		98	326,800		98		
		99	327,900		99		
		100	329,000	を	100		
		101	330,300	」	101		」

改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第四項から第六項まで及び附則第八項の規定 令和二年四月一日

二 第一条中職員の給与に関する条例別表第六の改正規定 令和三年六月一日

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第二十条第二項第一号及び別表第六の規定を除く。）は平成三十二年四月一日から、同号の規定は令和元年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(号俸の切替え)

4 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）の前日から引き続き別表第一行政職給料表職務の級一級の適用を受ける職員で、同日において九十八号俸から百一号俸までのいずれかの適用を受けていたもの（以下「対象職員」という。）の第一号施行日における号俸については、九十七号俸とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 対象職員（人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）には、当分の間（法律により任期を定めて任用される職員にあつては、当該任期が満了するまでの間）、給料月額のほか、当該対象職員が受ける給料月額と第一号施行日の前日において当該対象職員が受けていた給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料を支給される対象職員に関する職員の給与に関する条例第七条の三の規定の適用については、同条第一項中「給料月額に」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年仙台市条例第 号。次項において「令和元年改正条例」という。）附則第五項の規定による給料の額との合計額に」と、同条第二項中「給料月額に」とあるのは「給料月額

と令和元年改正条例附則第五項の規定による給料の額との合計額に」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(仙台市職員退職手当条例の一部改正)

8 仙台市職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

24 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年仙台市条例第 号)附則第四項に規定する対象職員が同条例附則第五項の規定による給料の支給を受ける期間内に退職した場合においては、当該退職の日における当該対象職員の給料の月額には、同項の規定により支給される給料が含まれるものとして当該対象職員に対する退職手当の額を計算するものとする。

理 由

人事委員会の市議会及び市長に対する職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与の改定措置等を考慮し職員の給料の額及び勤勉手当の支給割合を改定する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十五号議案

仙台市社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年仙台市条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名中「社会福祉施設」の下に「及び社会福祉住居施設」を加える。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第二百二十六条並びに第六十五条第一項及び第六十八条の五第一項の規定に基づき、社会福祉施設及び社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

本則に次の一条を加える。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第五条 法第六十八条の五第一項の規定により条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第三十四号。第十二条第六項第一号ハただし書を除く。)に規定する基準(同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

理 由

社会福祉法の改正に伴い無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、条例の題名を仙台市社会福祉施設及び社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十六号議案

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表児童厚生施設仙台市錦ヶ丘児童館の項の次に次のように加える。

仙台市荒井児童館

仙台市若林区伊在三丁目二番地の一

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

荒井児童館を設置するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十七号議案

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和四十年仙台市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「（駐車施設）」の下に「及び自転車等駐車施設（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設をいう。同表において同じ。）」を加え、「以下別表第一」を「同表」に改める。

第九条の見出し中「規模」の下に「等」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、附置しなければならない駐車施設の自動車の駐車のために供する部分のうち駐車台数一台以上に係る部分は、車椅子利用者のためのもとしなければならない。この場合において、その規模は、幅三・五メートル以上、奥行き六メートル以上としなければならない。

第十七条を第二十一条とし、第十六条を第二十条とする。

第十五条第二項中「第十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「妨げ」の下に「」を加え、同条第三項中「第十条第二項」を「第十一条第二項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二条第二項若しくは第十六条第二項」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条第一項中「第九条又は第十二条」を「第九条第一項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第二項、同条第三項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第四項、第十二条第六項、第十四条又は第十六条第六項」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条を第十七条とする。

第十二条中「まで」の下に「、第十二条第六項又は第十六条第六項」を加え、「第十条第一項に規定する」を「第十一条第一項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（既存駐車施設の規模の特例）

第十五条 令和二年四月一日において現に存する第四条から第七条までの規定により設置された駐車施設（第十一条第一項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。以下この条及び次条第一項において「既存駐車施設」という。）に係る建築物の所有者又は管理者（同日において現に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手している者を含む。次条第一項において同じ。）は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、当該既存駐車施設の規模を当該建築物を新築したものとみなして第四条から第六条までの規定を適用した場合に附置しなければならない駐車施設の規模とすることができる。

第十六条 市長は、駐車場整備地区等内の既存駐車施設に係る建築物の所有者又は管理者で公共交通利用促進措置を実施しようとするものに対し、当該公共交通利用促進措置の内容に応じ、市長が定めるところにより、その者が当該建築物を新築したものとみなして第四条又は第五条の規定を適用した場合に附置しなければならない駐車施設が有すべき駐車台数を減ずることができる。ただし、当該建築物及び当該建築物の敷地（第十一条第一項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる駐車施設を設置しているときは、当該建築物及び当該建築物の敷地並びに当該駐車施設）の周辺の道路における安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがあると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長が定めるところにより、その実施しようとする公共交通利用促進措置の内容その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。その申請書に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通利用促進措置を取りやめようとするときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第二項の認定を受けた者は、市長が定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。

5 市長は、第二項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一 当該認定に係る公共交通利用促進措置の全部又は一部を実施しないとき

二 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

6 第三項の規定による届出をし、又は前項の規定により認定を取り消された者は、第一項本文の規定により減じた駐車台数（当該届出又は当該認定の取消しに係る建築物又は建築物の敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が当該届出をし、又は当該認定が取り消される前において第四条又は第五条及び同項本文の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車台数の下限を超えているときは、同項本文の規定により減じた駐車台数からその超えている駐車台数を減じて得た駐車台数）以上の自動車を駐車させることができる規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。

7 第九条第一項及び第三項、第十条並びに第十一条の規定は、前項の規定により附置しなければならない駐車施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第四条及び第五条の規定により附置しなければならない駐車施設並びに第七条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設（同条第二項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を除く。）（次項においてこれらを「附置しなければならない駐車施設」という。）」とあるのは「第十六条第六項の規定により附置しなければならない駐車施設」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十六条第七項において読み替えて準用する第一項」と、第十条及び第十一条第一項中「第四条から第七条まで」とあるのは「第十六条第六項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第十六条第七項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第十一条を第十三条とする。

第十条の見出し中「駐車施設」を「建築物の敷地以外の場所に係る駐車施設」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例)

第十二条 市長は、駐車場整備地区等内において第四条、第五条又は第七条第一項の規定により駐車施設を附置すべき者で、公共交通機関の利用の促進に資する措置(以下この条及び第十六条において「公共交通利用促進措置」という。)を実施しようとするものに対し、当該公共交通利用促進措置の内容に応じ、市長が定めるところにより、その者がこれらの規定により附置しなければならない駐車施設が有すべき駐車台数を減ずることができる。ただし、当該建築物及び当該建築物の敷地(前条第一項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる駐車施設を設置し、又は設置しようとするときは、当該建築物及び当該建築物の敷地並びに当該駐車施設)の周辺の道路における安全かつ円滑な交通に支障を生じさせると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長が定めるところにより、その実施しようとする公共交通利用促進措置の内容その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。その申請書に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通利用促進措置を取りやめようとするときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第二項の認定を受けた者は、市長が定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。

5 市長は、第二項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一 当該認定に係る公共交通利用促進措置の全部又は一部を実施しないとき

二 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

6 第三項の規定による届出をし、又は前項の規定により認定を取り消された者は、第一項本文の規定により減じた駐車台数(当該届出又は当該認定の取消しに係る建築物又は建築物の敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が当該届出をし、又は当該認定が取り消される前において第四条又は第五条及び同項本文の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車台数の下限を超えているときは、同項本文の規定により減じた駐車台数からその超えている駐車台数を減じて得た駐車台数)以上の自動車を駐車させることができる規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。

7 第九条第一項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の規定により附置しなければならない駐車施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第四条及び第五条の規定により附置しなければならない駐車施設並びに第七条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設(同条第二項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を除く。)(次項においてこれら

を「附置しなければならない駐車施設」という。)とあるのは「第十二条第六項の規定により附置しなければならない駐車施設」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条第七項において読み替えて準用する第一項」と、第十条中「第四条から第七条まで」とあるのは「第十二条第六項」と、前条第一項中「第四条から第七条まで」とあるのは「次条第六項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第七項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

(届出)

第十条 第四条から第七条までの規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置しようとする者は、あらかじめ、市長が定めるところにより、当該建築物及び当該駐車施設の位置、規模その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

別表第一駐車場整備地区等の項を次のように改める。

駐車場整備地区等	特定用途に供する部分の床面積の合計と、非特定用途に供する部分の床面積の合計に3分の2を乗じて得た面積との合計が2,000平方メートルを超える建築物	百貨店その他の店舗又は事務所(以下「百貨店等」という。)の用途に供する部分の床面積の合計を350平方メートルで除して得た数値	$1 - \frac{B}{A}$ $A = 6,000 \times ((2)欄に定めるところにより算定される面積) - 2,000 \times (\text{建築物の延べ面積})$ $B = 2,000 \times (6,000 - (\text{建築物の延べ面積}))$
	特定用途(百貨店等の用途を除く。)に供する部分の床面積の合計を550平方メートルで除して得た数値 非特定用途に供する部分の床面積の合計を900平方メートルで除して得た数値		

別表第一備考2中「駐車施設」の次に「及び自転車等駐車施設」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

駐車場整備地区等において附置しなければならない駐車施設が有すべき駐車台数の算定基準を緩和し、当該区域において駐車施設を附置しなければならない建築物の床面積の要件を改めるとともに、公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例について定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 128 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 (市) 湯元上原線道路改良工事
- 2 工事施行場所 仙台市太白区秋保町湯元字上原地内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 526,391,880円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区北山一丁目 2 番15号
株式会社深松組

第 129 号議案

和解に関する件

原子力損害賠償紛争解決センターから提案された和解条項案に基づき、東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号東京電力ホールディングス株式会社と、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法第96条第 1 項第12号の規定により、議決を求める。

- 1 仙台市と東京電力ホールディングス株式会社は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。
- 2 東京電力ホールディングス株式会社は、仙台市に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）についての和解金として金4,304万円の支払義務があることを認める。
- 3 東京電力ホールディングス株式会社は、仙台市に対し、前項記載の和解金4,304万円を、仙台市が署名（記名）押印した和解契約書原本を東京電力ホールディングス株式会社を受領した日の翌日から35日以内に、別途仙台市の発行する納入通知書により納入する方法で支払うものとする。
- 4 仙台市は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、別紙(2)記載の損害項目（汚染物・廃棄物の処理）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国に対する請求を行わないことを約する。
- 5 東京電力ホールディングス株式会社は、仙台市が別紙(2)記載の損害項目（汚染物・廃棄物の処理）について東京電力ホールディングス株式会社から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国に対し、当該事実及び仙台市の名称、住所、連絡先等の情報を必要な範囲内で提供することができる。
- 6 仙台市と東京電力ホールディングス株式会社は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。
 - (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、仙台市が東京電力ホールディングス株式会社に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
 - (2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、仙台市は東京電力ホールディングス株式会社に対して別途請求しない。

7 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

単位：円

損害項目		期間	金額
(1)	放射線・放射能の監視・測定	自：平成23年4月1日 至：平成24年3月31日	100,000
		自：平成24年4月1日 至：平成25年3月31日	16,200,000
		自：平成25年4月1日 至：平成26年3月31日	8,800,000
(2)	汚染物・廃棄物の処理	自：平成23年4月1日 至：平成24年3月31日	6,500,000
		自：平成24年4月1日 至：平成25年3月31日	4,100,000
		自：平成25年4月1日 至：平成26年3月31日	90,000
(3)	広報・広聴	自：平成23年4月1日 至：平成24年3月31日	50,000
(4)	人件費	自：平成24年4月1日 至：平成25年3月31日	4,100,000
		自：平成25年4月1日 至：平成26年3月31日	3,100,000
合計金額			43,040,000

第 130 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市泉文化創造センター	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目27番5号 仙台市市民文化事業団・東北共立・石井ビル 管理グループ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

第 131 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市市民活動サポートセンター	仙台市青葉区国分町一丁目8番10号 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPO センター	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

第 132 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市福祉プラザ	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 仙台市社会福祉協議会・東北共立グループ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

第 133 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市障害者就労支援センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市障害者福祉協会	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

第 134 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市シルバーセンター	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号 仙台市健康福祉事業団・東北共立グループ	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

第 135 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市向陽台児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
仙台市通町児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘	
仙台市幸町南児童館	仙台市青葉区上杉一丁目5番13号 特定非営利活動法人M I Y A G I 子どもネットワーク	
仙台市榴岡児童館	仙台市泉区泉中央四丁目17番地の1 特定非営利活動法人せんだい杜の子ども劇場	
仙台市鶴巻児童館	仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘	
仙台市宮城野児童館	仙台市宮城野区田子字富里153番地 社会福祉法人宮城厚生福祉会	
仙台市新田児童館	仙台市泉区泉中央四丁目17番地の1 特定非営利活動法人せんだい杜の子ども劇場	
仙台市荒町児童館	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 特定非営利活動法人ワーカーズコープ	
仙台市富沢児童館	仙台市青葉区立町9番7号 特定非営利活動法人仙台YMCAファミリーセンター	

<p>仙台市錦ヶ丘児童館</p>	<p>仙台市青葉区北山一丁目5番22号 特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘</p>	
<p>仙台市荒井児童館</p>	<p>仙台市宮城野区榴岡四丁目5番2号 特定非営利活動法人アスイク</p>	<p>供用開始の日から 令和7年3月31日まで</p>

第 136 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台国際センター	仙台市太白区八本松二丁目10番11号	令和2年4月1日から
せんだい青葉山交流広 場・駐車場	青葉山コンソーシアム	令和7年3月31日まで

第 137 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市宮城広瀬総合運動場	仙台市青葉区花京院一丁目1番20号 TM共同事業体	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
仙台市葛岡温水プール		
仙台市高砂庭球場	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	
仙台市鶴ヶ谷温水プール	仙台市青葉区花京院一丁目1番20号 TM共同事業体	
仙台市水の森温水プール		
仙台市屋内グラウンド	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	
仙台市出花体育館		

第 138 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市二日町駐車場	仙台市青葉区国分町三丁目6番1号 石井ビル管理株式会社	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで
仙台市勾当台公園地下 駐車場		
仙台市泉中央駅前駐車場	仙台市青葉区一番町一丁目9番1号 タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式 会社グループ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

第 139 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
七北田公園の一部（仙台スタジアム及び体育館）	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 仙台市公園緑地協会・日本体育施設グループ	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで

第 140 号議案

町の区域を新たに画する件

本市の町の区域を次のとおり新たに画することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

1 仙台市茂庭土地区画整理事業施行地区内について行うもの

新たに画する町名	左の区域に包含される区域	
	字名	地番
茂庭一丁目	茂庭字宇塚	24の2, 25の2, 26の2, 27の2, 28, 29の2, 30の2, 31の2, 32の2, 33の2, 34の2, 35, 36の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部
	茂庭字熊野	30の2, 31の2, 33の2, 34の2, 35の2, 36の2, 37の2, 38, 39の2, 40の2, 41の2, 42, 43の2, 45の2, 46の2, 47の2, 48の2, 48の3, 49の2, 53の2, 54の2, 58の2, 63の3, 63の4, 64の3及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地, 公有地の全部
	茂庭字御所川	25の2, 26の2, 27の2, 28, 29, 30の2, 31の2, 32の2, 36の2, 37の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の一部
	茂庭字新熊野	47の1から47の4まで, 48の1から48の3まで, 49の1から49の3まで, 50の1, 50の2, 51の1, 51の2, 73の1から73の3まで, 74の1, 74の2, 75, 105, 108, 129, 130, 136, 137
	茂庭字新御所川	27の1, 27の2, 28から32まで, 33の1から33の3まで, 34の1から34の4まで, 35の1, 35の2, 36の1から36の4まで, 57の1, 57の2, 58, 59の1, 59の2, 60, 61の1, 61の2, 62から68まで, 118の1, 118の2, 119の1, 119の2, 120の1, 120の2, 121から128まで, 129の1, 129の2, 138の2の一部, 140から154まで, 155の1, 155の2, 156から161まで, 169から171まで, 172の1, 172の2, 173から176まで, 177の1, 177の

		4, 178, 179, 182, 183, 186から188まで, 195の一部, 202から209まで, 210の一部
	茂庭字曾根	19の2, 20の2, 21の2, 23の2, 26の2, 27, 28の2, 29の2, 29の3, 30, 31, 32の2, 32の3, 32の5, 32の6, 33, 34の2, 37の2, 37の3, 38の2, 38の3, 45の2から45の4まで, 46の2から46の4まで, 47の3, 47の4, 48の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地, 公有地の全部
	茂庭字西	55の1, 55の2, 56の2, 57の1から57の3まで, 58, 59, 60の1から60の3まで, 67, 70の2, 71の2, 72の3, 73の3, 74の3, 75の3, 75の4, 78及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地, 公有地の全部並びに茂庭字本郷101の一部に隣接する道路である公有地の全部
	茂庭字東	9の2, 10の2, 11の2, 12の2, 18の2, 19の2, 20の2, 21の2, 22, 23の2, 24の2, 25の2, 34の2, 35の2, 36の2, 37の2, 40の2, 173の2, 178の2, 179の2, 180の2, 181の3, 183の2, 184の2, 185の2, 191の2, 192の2, 245の1, 245の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部並びに茂庭字新御所川140, 210の一部に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	茂庭字本郷	37から48まで, 92の一部, 93, 101の一部, 106, 107, 109及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
茂庭二丁目	茂庭字宇塚	3及びこの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部並びに茂庭字新御所川46, 47, 184, 212, 213に隣接する道路, 水路である公有地の一部
	茂庭字熊野	1の2, 29の2及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	茂庭字御所川	4の1, 4の2, 5の1, 5の4及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部並びに茂庭字新御所川44, 45, 215に隣接する道路, 水路である公有地の一部
	茂庭字新熊野	52, 53の1から53の4まで, 54から59まで, 60の1, 60の2, 61の1から61の3まで, 62, 63, 67の1, 67

		の2, 68の1から68の3まで, 69の1から69の3まで, 70の1から70の3まで, 71の1から71の3まで, 72の1から72の3まで, 106, 107, 131から135まで
	茂庭字新御所川	37から42まで, 43の1, 43の2, 44から56まで, 130から133まで, 134の1, 134の2, 135の1から135の8まで, 136, 137の1, 137の2, 138の1, 138の2の一部, 138の3, 139, 184, 185, 210の一部, 211から215まで
	茂庭字曾根	茂庭字新熊野61の1, 61の2, 63, 67の1, 67の2, 107, 134, 135及び同字新御所川215の一部に隣接する道路, 水路である公有地の一部
	茂庭字西	76の3の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに茂庭字本郷36の2, 108に隣接する道路である公有地の全部
	茂庭字東	1の2の一部, 2の2の一部, 3の2, 6の2の一部, 7の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部並びに茂庭字新御所川210の一部に隣接する道路, 水路である公有地の全部

備考 地番は令和元年5月28日現在のもの

2 仙台市茂庭土地区画整理事業施行地区隣接地について行うもの

新たに画する町名	左の区域に含まれる区域	
	字名	地番
茂庭一丁目	茂庭字町北	32の7, 32の8, 33の1, 33の3, 33の4, 34の1, 34の3, 34の4, 35の1
茂庭二丁目	茂庭字熊野	21から28まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに茂庭字町尻48の一部, 49, 50の2, 51, 51の1の一部, 51の2に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	茂庭字新熊野	64
	茂庭字町尻	47, 47の1から47の4まで, 48, 48の1, 48の2, 49, 49の1, 50の1から50の4まで, 51, 51の1, 51の2及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部

備考 地番は令和元年5月28日現在のもの

第 141 号議案

町の区域を新たに画する件

本市の町の区域を次のとおり新たに画することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

新たに画する 町 名	左 の 区 域 に 包 含 さ れ る 区 域	
	字 名	地 番
富 沢 西 一 丁 目	富沢字鍛冶屋敷前	36の1, 36の3, 37の3, 37の5から37の7まで, 38の1, 38の3の一部, 38の5, 38の6, 39の2, 39の3の一部, 42の3, 42の4の一部, 42の6, 43の1, 43の3から43の5までの各一部, 43の6, 43の9から43の14まで, 44から46まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに富沢字川前浦53, 54の一部に隣接する道路である公有地の全部
	富沢字川前浦	16の2の一部, 28の2の一部, 28の5の一部, 28の6, 29の1の一部, 29の3, 30の1の一部, 31の2の一部, 31の7の一部, 51から53まで, 54の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の一部並びに富沢字鍛冶屋敷前45, 46に隣接する道路である公有地の一部
	富沢字熊ノ前	22の2, 22の4, 23の3の一部, 23の4, 23の8, 23の11, 23の13, 24の3, 24の9の一部, 25の1の一部, 25の4の一部, 26の1の一部, 27の1の一部, 27の2, 28, 29の1の一部, 31の1の一部, 32の1の一部, 33から36まで, 37の1から37の6まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	富 沢 字 館	1の1の一部, 1の4, 2の1, 2の2, 3の一部, 5の1から5の3まで, 6の1, 6の2, 7, 8の1から8の3まで, 9の1から9の3まで, 10の1, 11の1, 11の2, 12の1から12の3まで, 13の1, 13の2, 14の1, 14の2, 15, 16, 16の1から16の7まで, 17, 18の1から18の5まで, 19の1から19の5まで, 20の1, 20の2, 21から27まで, 28の1, 28の2, 29, 30の1, 30の2, 30の4, 30の5, 31の1から31の3まで, 32

の1から32の4まで, 33, 33の1から33の8まで, 34, 35の1から35の3まで, 36から51まで, 52の1から52の3まで, 53の1から53の4まで, 54から57まで, 57の1から57の3まで, 58から62まで, 63の1, 63の2, 64, 65, 66の1, 66の3, 67の1, 67の3から67の6まで, 68の1, 69の1, 70の1, 70の3, 71, 72の1, 72の2, 73の1, 73の2, 74の1, 74の2, 75の1から75の5まで, 76の1から76の4まで, 77の1から77の3まで, 78, 79, 80の2, 80の3, 81の1から81の8まで, 82, 82の1, 83の2から83の4まで, 84, 85の1, 85の2, 86の1, 86の2, 87の1から87の3まで, 88の1, 88の2の一部, 89の1, 89の2から89の4までの各一部, 91の1, 91の2の一部, 91の3, 92の1から92の5まで, 93, 94の1, 94の5から94の9まで, 95の2, 96, 96の1, 96の2, 98の1から98の4まで, 99の1, 99の2, 100, 101の1, 101の2, 101の3の一部, 101の4の一部, 101の5, 102の1, 102の2の一部, 102の3, 102の4, 103の1, 103の3の一部, 103の4から103の9まで, 104の2, 104の3の一部, 104の4, 104の5, 105の1, 105の2, 106, 107の1から107の3まで, 108, 109の1から109の4まで, 109の5の一部, 109の6, 109の7, 109の8の一部, 110の1, 110の4の一部, 111, 111の1, 111の2, 111の3の一部, 111の5の一部, 111の6, 111の7の一部, 111の8の一部, 111の9から111の13まで, 111の14の一部, 112, 112の1, 112の2, 113の1の一部, 114から121まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路等である国有地, 公有地の一部並びに富沢字館東4に隣接する道路である国有地の一部

富沢字館東	1, 2, 3の1, 3の2, 4, 5の1, 5の2, 6の1, 6の4, 6の8, 9の2, 9の3, 32及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路等である国有地, 公有地の全部並びに富沢字館80の2に隣接する道路である公有地の全部
富沢字堀ノ内	46の1, 46の3の地先の水路である国有地の一部
富沢字山口	1の2の一部, 2の1から2の3までの各一部, 3の

		3の一部, 3の4の一部, 6の1の一部, 6の2, 6の4, 7の2の一部, 7の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路等である国有地の全部
富沢西二丁目	富沢字熊ノ前	12の2の一部, 23の3の一部, 24の4の一部, 24の5, 24の6, 24の8, 24の9の一部, 24の10から24の14まで, 25の1の一部, 25の2, 25の3, 25の4の一部, 26の1の一部, 26の2, 26の3, 27の1の一部, 29の1の一部, 29の2, 31の1の一部, 31の3, 32の1の一部, 32の2, 32の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	富沢字館	1の1の一部, 1の2, 1の3, 3の一部, 4の2, 109の5の一部, 109の8の一部, 110の2, 110の3, 110の4の一部, 110の5, 111の3の一部, 111の4, 111の5の一部, 111の7の一部, 111の8の一部, 111の14の一部, 113の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路等である国有地, 公有地の全部
	富沢字堀ノ内	1の2の一部, 13の3の一部, 13の4の一部, 14の2, 14の3の一部, 45の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路等である国有地の一部並びに4の2の一部, 5の2, 6の2, 13の6の一部に隣接する国有地の一部
	富沢字宮崎	7の1, 7の2, 7の5から7の7まで, 8の1から8の4まで, 9, 10の1から10の3まで, 10の5から10の13まで, 11, 11の1から11の12まで, 12の1から12の3まで, 13の1から13の9まで, 14, 15の1, 15の2, 16の1から16の3まで, 17, 18, 22, 23の1, 23の2, 25の1から25の9まで, 26, 27, 28の1, 28の2, 29, 30の1から30の3まで, 31, 32, 33の1から33の4まで, 34の1, 34の2, 35の1, 35の2, 36, 37の1, 37の2, 38の1から38の3まで, 39の1から39の7まで, 40の1, 40の2, 41の1, 41の2, 44の1, 44の2, 45の1, 45の2, 46の1から46の4まで, 47の1から47の9まで, 48の1, 48の2, 48の4から48の7まで, 49の1, 50の1から50の12まで, 51, 52の2の一部, 52の3, 53, 54の1から54の3まで, 55, 56の1, 56の2, 57の1, 57の2, 57の4, 58の1,

		58の2の一部, 58の3, 59の1, 59の2の一部, 59の3の一部, 59の5, 59の6, 60の1, 60の2, 61の1から61の4まで, 62の1から62の3まで, 62の5から62の7まで, 63の2, 63の3, 64, 65の2から65の4まで, 66の1から66の14まで, 67の1から67の8まで, 68, 69及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路等である国有地, 公有地の一部
	富田字京ノ北	12の1, 12の3, 44, 45の1から45の5まで, 46の1から46の3まで, 47の1, 47の2, 48, 49, 50の1, 50の2, 51, 52の1, 52の2, 53の1, 53の2, 54の1から54の3まで, 55の1, 55の2, 56の1から56の3まで, 57から59まで, 60の1から60の6まで, 61の1から61の6まで, 62から66まで, 117, 118, 124の一部, 125から130まで, 148及びこれらの区域に隣接する公有地の一部
富沢西三丁目	富沢字熊ノ前	12の2の一部, 19の2, 20の1の一部, 20の2, 20の3, 20の4の一部, 20の5, 20の6, 21の4の一部, 23の3の一部, 23の5の一部, 23の7, 23の9の一部, 23の10の一部, 24の1, 24の4の一部, 24の7及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	富沢字鍛冶屋敷	3の1の一部, 3の2の一部, 3の4から3の6まで, 3の7の一部, 3の9から3の11までの各一部, 4の1から4の3まで, 5の1から5の10まで, 6の2, 7の1から7の3まで, 8の1, 8の2の一部, 10, 10の2, 10の3の一部, 10の4から10の6まで, 10の7の一部, 10の8の一部, 10の9, 10の10の一部, 10の11, 10の12, 10の13の一部, 11の1, 11の2, 11の4, 13の3, 15の2, 16の1から16の5まで, 21から26まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	富沢字鍛冶屋敷前	2の1の一部, 2の2の一部, 3の2, 3の3, 5の2, 5の3の一部, 5の4の一部, 9の1の一部, 9の2の一部, 10の2の一部, 10の3, 10の4から10の8までの各一部, 10の9, 10の10の一部, 11の1の一部, 11の2, 11の3の一部, 11の4, 11の5, 12の1の一部, 12の2, 12の3, 32の1の一部, 32の2, 32の4,

		33の1の一部, 33の2, 33の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	富田字京ノ北	9の3の一部, 11の1, 11の3, 67の1, 67の2, 68の1, 68の2, 69の1, 69の2, 70の1から70の3まで, 71の1, 71の2, 72の1, 72の2, 73の1, 73の2, 74の1, 74の2, 75の1, 75の2, 76の1, 76の2, 77の1, 77の2, 78の1, 78の2, 79の1, 79の2, 80, 81の1, 81の2, 82の1, 82の2, 108から116まで, 121の一部, 122, 131から135まで, 138の一部, 144から147まで, 149
	富田字京ノ中	16の4, 16の5, 60の1から60の5まで, 68の2の一部, 68の3, 83から85まで, 86の1から86の7まで, 87の1から87の3まで, 88, 89, 90の1から90の3まで, 91, 92の1から92の3まで, 93の1, 93の2, 94, 95の1, 95の2, 96, 97の1の一部, 97の2, 98から100まで, 101の1, 101の2, 102の1から102の4まで, 103から105まで, 111の1の一部, 111の2の一部, 112の1の一部, 113の1の一部, 113の2の一部, 114の1, 114の2の一部, 115の1, 115の2, 116の1から116の3までの各一部, 116の4から116の6まで, 118の一部, 119の一部, 121の一部, 123の一部, 124の一部, 125, 126, 131, 132から134までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
	富田字京ノ南	16の2の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部
富沢西四丁目	富沢字鍛冶屋敷前	2の1の一部, 5の3の一部, 5の4の一部, 6の1の一部, 6の2, 7の1の一部, 7の2, 8, 9の1の一部, 9の2の一部, 10の2の一部, 10の4から10の8までの各一部, 10の10の一部, 11の1の一部, 11の3の一部, 12の1の一部, 13, 14, 15の1, 15の2, 16から31まで, 32の1の一部, 32の3, 33の1の一部, 33の3, 33の4の一部, 33の5から33の7まで, 34, 35の1から35の3まで, 36の2, 37の1, 37の2, 37の4, 38の2, 38の3の一部, 38の4, 39の1, 39の3の一部, 40の1から40の3まで, 41, 42の1, 42の2, 42の4の一部, 42の5, 43の3から43の5までの各一

	部及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である 公有地の一部
富 沢 字 川 前	1の1から1の23まで，2の1から2の7まで，4の2， 4の3，5の1，5の3から5の5まで，15，15の1 及びこれらの区域に介在する道路，水路である公有地 の全部
富 沢 字 川 前 浦	1，2の1から2の4まで，3の1から3の3まで， 4，5，6の1，6の2，7の1から7の7まで，7 の9から7の11まで，8の1から8の5まで，9の1 から9の6まで，10，11の1から11の3まで，12の1 から12の4まで，13の1，13の2，14の2，15，16の 1，16の2の一部，16の3から16の6まで，17の1か ら17の4まで，18から20まで，21の1，21の2，22の 1から22の6まで，23の1，23の2，24の1から24の 5まで，25の1から25の4まで，26，26の1から26の 6まで，27の1から27の7まで，28の1，28の2の一部， 28の3，28の4，28の5の一部，29の1の一部，29の2， 30の1の一部，30の2，30の3，31の1，31の2の一 部，31の3，31の7の一部，32，33，33の1，34の1， 34の2，34の4，48から50まで，54の一部及びこれら の区域に隣接介在する道路，水路である公有地の一部 並びに富沢字鍛冶屋敷前43の3及び同字寺城1から3 まで，5の1に隣接する道路である公有地の全部
富 沢 字 熊 ノ 前	20の1の一部，20の4の一部，21の1，21の3，21の 4の一部，21の5，21の6，22の1，22の3，22の5， 23の1，23の3の一部，23の5の一部，23の6，23の 9の一部，23の10の一部及びこれらの区域に隣接する 道路，水路である公有地の全部
富 沢 字 寺 城	1から3まで，4の1，4の2の一部，4の3の一部， 4の7，4の8の一部，5の1，5の2の一部，5の 3の一部，5の4，5の5，5の6の一部，11の1， 11の2から11の6までの各一部，11の7，12の1の一部， 13の1から13の6までの各一部，14の1から14の9ま で，15の2から15の4まで，17の1，17の2，20の2， 20の3，21，21の1から21の9まで，22の1から22の 3まで，23，24の1から24の4まで，25の1から25の

		3まで, 26の1から26の3まで, 27の1から27の8まで, 28の1から28の9まで, 29の一部, 30, 31の一部, 32の一部, 33の1, 33の2, 34及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	富沢字中河原	1の1から1の5まで, 2の2の一部, 2の3, 2の4の一部, 9の1, 9の3, 10の1から10の3まで, 11, 12の1, 12の3, 15の1, 15の3, 16の1, 16の3, 17の1, 17の3から17の5まで, 17の7, 29の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地, 公有地の全部
	富沢字舞台	17の2の一部
	富沢字六本松	24の2から24の5までの各一部, 25の4の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
富沢西五丁目	富沢字鍛冶屋敷	1の1から1の3まで, 2の1から2の3まで, 3の1の一部, 3の2の一部, 3の3, 3の7の一部, 3の8, 3の9から3の11までの各一部, 8の2の一部, 9の1から9の7まで, 10の3の一部, 10の7の一部, 10の8の一部, 10の10の一部, 10の13の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	富沢字鍛冶屋敷前	1, 2の1の一部, 2の2の一部, 6の1の一部, 7の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに富沢字鍛冶屋敷10の8の一部に隣接する道路である公有地の全部
	富沢字寺城	4の2の一部, 4の3の一部, 4の4から4の6まで, 4の8の一部, 5の2の一部, 5の3の一部, 5の6の一部, 5の7, 6の1から6の4まで, 7の1から7の3まで, 8の1から8の3まで, 9の1から9の4まで, 10の1から10の7まで, 11の2から11の6までの各一部, 12の1の一部, 12の2から12の4まで, 13の1から13の6までの各一部, 29の一部, 31の一部, 32の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の一部
	富沢字中河原	2の2の一部, 2の4の一部, 3の2, 3の3, 4の2, 4の3, 5の5の一部, 5の6, 5の8
	富沢字舞台	1, 2, 3の1から3の3まで, 4の1, 4の2, 5,

	6, 7の1から7の3まで, 8, 9, 10の1から10の4まで, 11の1から11の3まで, 12の1から12の7まで, 13の1から13の10まで, 14, 15の1から15の30まで, 16の1から16の3まで, 17の1, 17の2の一部及びこれらの区域に介在する道路, 水路である公有地の全部
富沢字六本松	3の5, 6の1, 8の1から8の9まで, 12の1から12の7まで, 13, 14, 15の1, 15の2, 16から18まで, 19の1から19の5まで, 20の1から20の5まで, 22の2, 23の2, 24の1, 24の2から24の5までの各一部, 24の6, 24の7, 25の1から25の3まで, 25の4の一部, 25の5, 25の6, 26の1から26の3まで, 27の1から27の3まで, 28の1から28の3まで, 29, 30, 31の1から31の3まで, 33, 34, 35の1, 35の3, 35の4, 36, 38の1から38の4まで, 39の1, 39の5, 39の6, 44の1, 44の4, 45の1, 46, 47の1, 47の2, 47の5から47の11まで, 48の1から48の3まで, 49の1から49の4まで, 50の1から50の5まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部
富田字京ノ中	68の2の一部, 97の1の一部, 111の1の一部, 111の2の一部, 112の1の一部, 112の2, 113の1の一部, 113の2の一部, 114の2の一部, 116の1から116の3までの各一部, 119の一部, 123の一部, 132の一部, 133の一部
富田字京ノ南	9の1から9の3まで, 9の8, 9の9, 11の2, 13, 13の1, 13の2, 14, 14の3から14の5まで, 15, 15の1, 15の2, 15の5, 15の6, 16, 16の1, 16の2の一部, 16の3, 16の4, 17, 17の1から17の4まで, 18の1から18の4まで, 19, 20の1, 20の2, 21の1, 21の2, 22の1, 22の2, 23の1から23の5まで, 25の1から25の5まで, 26から28まで, 28の1から28の4まで, 28の7, 28の9から28の13まで, 28の15, 30の1, 30の2, 31の2, 41の4, 45, 52の6, 64の1, 64の2, 65, 66の1から66の5まで, 67の1から67の6まで, 68から71まで, 71の1, 72の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地, 公有地の全部

備考 地番は令和元年8月14日現在のもの

第 142 号議案

字の区域の変更に関する件

本市の字の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

区域を変更する 字 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	字 名	地 番
茂庭字町北	茂庭字西	76, 76の1, 76の2, 76の3の一部, 76の4, 77, 79の1, 79の2, 80, 81及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに茂庭字町北9の8に隣接する道路である公有地の全部
	茂庭字本郷	36の1から36の3まで, 108

備考 地番は令和元年5月28日現在のもの

第 143 号議案

当せん金付証券の発売限度額に関する件

本市が令和 2 年度において発売することができる当せん金付証券の限度額を 80 億円とすることにつき、当せん金付証券法第 4 条第 1 項の規定により、議決を求める。

第 144 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点 点
緑ケ丘四丁目 14 号線	仙台市太白区緑ケ丘四丁目 12 番 83 同 12 番 83
緑ケ丘四丁目 15 号線	仙台市太白区緑ケ丘四丁目 36 番 51 同 11 番 8
長町南二丁目 3 号線	仙台市太白区長町南二丁目 74 番 1 同 88 番 1
西多賀五丁目 3 号線	仙台市太白区西多賀五丁目 143 番 2 同 157 番 6

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点 点
緑ケ丘四丁目 6 号線	仙台市太白区緑ケ丘四丁目 12 番 83 同 12 番 135
緑ケ丘四丁目 9 号線	仙台市太白区緑ケ丘四丁目 28 番 16 同 28 番 39
緑ケ丘四丁目 10 号線	仙台市太白区緑ケ丘四丁目 31 番 9 同 31 番 9

第 145 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

令和元年度仙台市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度仙台市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度仙台市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,215,190千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,626,032千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

令和元年11月8日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		91,673,063	724,465	92,397,528
	1 国庫負担金	73,759,361	674,265	74,433,626
	2 国庫補助金	17,554,554	50,200	17,604,754
19 県支出金		25,141,047	842,350	25,983,397
	2 県補助金	5,072,758	842,350	5,915,108
22 繰入金		49,470,189	414,775	49,884,964
	2 基金繰入金	49,191,894	414,775	49,606,669
25 市債		49,806,800	1,233,600	51,040,400
	1 市債	49,806,800	1,233,600	51,040,400
歳入合計		556,410,842	3,215,190	559,626,032

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 健康福祉費		200,005,506	117,530	200,123,036
	6 災害救助費	101,608	117,530	219,138
8 消防費		14,557,488	6,500	14,563,988
	1 消防費	14,557,488	6,500	14,563,988
11 災害復旧費		834,500	3,091,160	3,925,660
	1 災害復旧費	834,500	3,091,160	3,925,660
歳出合計		556,410,842	3,215,190	559,626,032

第2表

市 債 補 正

起債の目的	限 度		額 計	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額				
災害援護資金貸付事業費	千円 6,000	千円 45,000	千円 51,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	% 9.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により、償還年限を短縮し、又は借り換えることができる。
農林施設 災害復旧費	300,000	109,000	409,000	同 上	同 上	同 上
土木施設 災害復旧費	484,500	1,062,600	1,547,100	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設 災害復旧費		11,200	11,200	同 上	同 上	同 上
環境施設 災害復旧費		5,800	5,800	同 上	同 上	同 上
合 計	49,806,800	1,233,600	51,040,400			